

半 期 報 告 書

(第65期中) 自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月 30 日

三井生命保険株式会社

(E03852)

第65期中（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

三井生命保険株式会社

目 次

頁

第65期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	15
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	15
6 【研究開発活動】	15
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	16
第3 【設備の状況】	30
1 【主要な設備の状況】	30
2 【設備の新設、除却等の計画】	30
第4 【提出会社の状況】	31
1 【株式等の状況】	31
2 【株価の推移】	38
3 【役員の状況】	38
第5 【経理の状況】	39
1 【中間連結財務諸表等】	40
2 【中間財務諸表等】	78
第6 【提出会社の参考情報】	100
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	101

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月21日

【中間会計期間】 第65期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 三井生命保険株式会社

【英訳名】 MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 本 幸 央

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03-6831-8000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員主計部長 吉 村 俊 哉

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03-6831-8000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員主計部長 吉 村 俊 哉

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第63期中	第64期中	第65期中	第63期	第64期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
保険料等収入 (百万円)	318,374	322,622	291,058	640,488	657,239
資産運用収益 (百万円)	137,575	134,629	127,858	240,530	194,856
保険金等支払金 (百万円)	349,594	332,611	336,388	706,878	840,540
経常利益 (百万円)	22,317	20,689	16,342	26,118	24,753
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	7,419	7,656	7,411	15,711	15,380
中間(当期)純利益 (百万円)	14,288	12,046	8,009	4,618	14,185
中間包括利益又は 包括利益 (百万円)	—	19,458	△1,761	—	△5,207
純資産額 (百万円)	233,562	241,546	213,885	222,209	215,646
総資産額 (百万円)	7,446,295	7,451,454	7,144,899	7,500,640	7,224,266
1株当たり純資産額 (円)	291.30	319.98	225.10	250.64	231.42
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	31.00	26.14	17.38	10.02	30.78
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	23.92	20.17	13.40	7.73	23.75
自己資本比率 (%)	3.12	3.23	2.99	2.95	2.99
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△31,467	△21,457	△49,804	△60,510	△189,032
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	45,692	△4,779	78,954	143,917	153,248
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△30	△57	△37	△42	△57
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	322,810	365,919	386,527	392,088	356,705
従業員数(内務職員) [外、平均契約社員数] (営業職員) (名)	3,367 10,243	3,620 [1,667] 9,535	3,616 [1,554] 8,687	3,613 [1,665] 10,255	3,597 [1,634] 9,013

(注) 1 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には消費税等は含まれておりません。

2 第64期中の中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

- 3 1株当たり純資産額の計算にあたっては、それぞれ次の方法により算定しております。
第63期中、第64期中及び第63期：A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については普通株式と同等の株式として取り扱っておりますが、中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額並びに少数株主持分を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に中間連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額並びに少数株主持分を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。
第65期中及び第64期：A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っておりますが、中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に中間連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。
- 4 1株当たり中間(当期)純利益の計算にあたっては、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。
- 5 第65期中より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定方法を変更しておりますが、第64期以前については遡及処理を行っておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第63期中	第64期中	第65期中	第63期	第64期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
保険料等収入 (百万円)	318,374	322,622	291,058	640,488	657,239
資産運用収益 (百万円)	137,547	134,519	128,665	240,453	194,826
保険金等支払金 (百万円)	349,594	332,611	336,388	706,878	840,540
経常利益 (百万円)	22,220	20,689	17,464	26,027	23,910
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	7,419	7,656	7,411	15,711	15,380
中間(当期)純利益 (百万円)	14,260	12,145	8,862	4,609	13,782
資本金 (百万円)	167,280	167,280	167,280	167,280	167,280
発行済株式総数 (千株)	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600
純資産額 (百万円)	231,845	240,085	213,804	220,571	214,948
総資産額 (百万円)	7,444,431	7,449,852	7,144,581	7,498,866	7,223,434
1株当たり純資産額 (円)	289.58	319.16	224.81	249.10	228.91
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	30.94	26.35	19.23	10.00	29.90
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	23.88	20.33	14.83	7.72	23.08
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.11	3.22	2.99	2.94	2.98
従業員数(内務職員) [外、平均契約社員数] (営業職員) (名)	3,353 10,243	3,603 [1,637] 9,535	3,602 [1,519] 8,687	3,598 [1,634] 10,255	3,580 [1,605] 9,013

- (注) 1 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には消費税等は含まれておりません。
- 2 1株当たり純資産額の計算にあたっては、A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については普通株式と同等の株式として取り扱っておりますが、中間会計期間末(事業年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に中間会計期間末(事業年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。
- 3 1株当たり中間(当期)純利益の計算にあたっては、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。
- 4 第65期中より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定方法を変更しておりますが、第64期以前については遡及処理を行っておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、3【関係会社の状況】に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

新たな連結子会社

当中間連結会計期間より、三生5号投資事業有限責任組合は重要性が増加したことから、新たに連結子会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
三生5号投資事業有限責任組合	東京都中央区	2,000百万円	資産運用関連事業	—	当社及び当社の子会社である三生キャピタル株式会社で全額を出資しており、ベンチャーキャピタル業務を行っております。三生キャピタル株式会社が無限責任組合員として業務を執行しております。

(注) 主要な事業の内容欄には、事業部門の名称を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
保険及び保険関連事業	12,177[1,496]
資産運用関連事業	116[23]
総務・事務代行等関連事業	10[35]
合計	12,303[1,554]

(注) 1 従業員数は、就業人員数(当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む)であり、また、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を除いております。

2 契約社員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、契約社員数には、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を含み、派遣社員を除いております。

3 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数及び契約社員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

区分	従業員数(名)
内務職員	3,602[1,519]
営業職員	8,687

(注) 1 従業員数は、就業人員数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む)であり、また、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を除いております。

2 契約社員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、契約社員数には、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

平成23年9月30日現在

名称	組合員数(名)	労使間の状況
三井生命労働組合	12,033	労使間に特記事項なし

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で緩やかな回復基調にあります。デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っているほか、欧州の財政問題や円高等の影響により、不透明な情勢が続いております。

そのような環境の中、生命保険業界におきましては、世帯収入の減少などの経済的な影響等により世帯加入率の減少傾向が続いております。また、少子高齢化の一層の進展や人口減少社会の定着、ライフスタイルの変化などから、生命保険に対するニーズは多様化してきており、各社間の競争も激化していることから、より一層の企業努力が求められています。

このような事業環境にあつて、当中間連結会計期間の業績につきましては、経常収益は5,015億円(前中間連結会計期間比 Δ 0.1%)、そのうち保険料等収入は2,910億円(同 Δ 9.8%)、資産運用収益は1,278億円(同 Δ 5.0%)となりました。これに対し、経常費用は4,852億円(同 $+$ 0.8%)、そのうち保険金等支払金は3,363億円(同 $+$ 1.1%)、資産運用費用は808億円(同 $+$ 10.5%)、事業費は513億円(同 Δ 7.1%)となりました。この結果、経常利益は163億円(同 Δ 21.0%)となり、特別利益4億円(同 Δ 84.2%)、特別損失10億円(同 Δ 53.8%)、契約者配当準備金繰入額74億円(同 Δ 3.2%)及び法人税等合計2億円(同 Δ 79.3%)を加減した上で、中間純利益は80億円(同 Δ 33.5%)となりました。

[保険引受業務]

<年換算保険料>

当中間連結会計期間の個人保険及び個人年金保険の新契約年換算保険料(転換による純増加を含みます。以下同じ。)は、総合保障型商品の販売が好調だった一方で、一時払終身保険の販売が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ16億円減少し、136億円(前中間連結会計期間比 Δ 10.8%)となりました。また、医療保障・生前給付保障等の新契約年換算保険料は17億円減少し、54億円(同 Δ 24.6%)となりました。

当中間連結会計期間末の個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料は、解約・失効や満期等による減少が新契約年換算保険料による増加を上回ったため、前連結会計年度末に比べ88億円減少し、5,426億円(前連結会計年度比 Δ 1.6%)となりました。このうち、医療保障・生前給付保障等の保有契約年換算保険料は2億円増加し、1,235億円(同 $+$ 0.2%)となりました。

<新契約高・保有契約高等>

当中間連結会計期間の個人保険及び個人年金保険の保障額ベースの新契約高(転換による純増加を含みます。以下同じ。)は、総合保障型商品の販売が好調だった結果、前中間連結会計期間に比べ1,070億円増加し、2,859億円(前中間連結会計期間比 $+$ 59.9%)となりました。

解約・失効高は、「ご契約内容確認活動」の展開等、お客さまとのコミュニケーション強化に取り組んできた結果、前中間連結会計期間から1,397億円減少し、8,592億円となりました。解約・失効率は、前中間連結会計期間から0.17ポイント改善し、2.94%となりました。

当中間連結会計期間末の個人保険及び個人年金保険の保障額ベースの保有契約高は、新契約高が増加したほか、解約・失効率も改善したものの、解約・失効や満期等による減少が新契約による増加を上回ったため、前連結会計年度末に比べ1兆1,669億円減少し、28兆3,190億円(前連結会計年度比△4.0%)となりました。

団体保険の保有契約高は、前連結会計年度末に比べ1,205億円増加し、14兆3,017億円(前連結会計年度比+0.9%)となりました。団体年金保険の責任準備金は、507億円減少し、9,318億円(同△5.2%)となりました。

<保険料等収入・保険金等支払金>

保険料等収入は、個人保険の保有契約高の減少に伴って平準払保険料が減少したこと、及び一時払終身保険の販売が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ315億円減少し、2,910億円(前中間連結会計期間比△9.8%)となりました。

保険金等支払金は、団体年金保険に係るその他返戻金等が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ37億円増加し、3,363億円(同+1.1%)となりました。

① 年換算保険料

(a) 新契約

区分	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	金額(百万円)	前年同期比(%)
個人保険	14,378	12,321	85.7
個人年金保険	940	1,347	143.2
合計	15,319	13,669	89.2
うち医療保障・生前給付保障等	7,240	5,459	75.4

(b) 保有契約

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	金額(百万円)	前年度比(%)
個人保険	412,892	404,776	98.0
個人年金保険	138,575	137,841	99.5
合計	551,467	542,618	98.4
うち医療保障・生前給付保障等	123,299	123,591	100.2

- (注) 1 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
- 2 医療保障・生前給付保障等については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
- 3 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

② 新契約高、保有契約高等

(a) 新契約高

区分	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)					
	件数 (千件)	金額(百万円)			件数 (千件)	前年 同期比 (%)	金額(百万円)			
		合計	新契約	転換による 純増加			合計	前年 同期比 (%)	新契約	転換による 純増加
個人保険	105	158,636	530,313	△371,676	86	81.9	252,242	159.0	501,437	△249,195
個人年金保険	3	20,233	22,928	△2,694	6	155.2	33,722	166.7	35,122	△1,400
個人保険＋ 個人年金保険	109	178,869	553,241	△374,371	92	84.6	285,964	159.9	536,560	△250,595
団体保険	—	138,509	138,509	—	—	—	288,129	208.0	288,129	—
団体年金保険	—	9	9	—	—	—	99	1,044.1	99	—

- (注) 1 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値であります。
 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。
 3 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料であります。

(b) 保有契約高

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)			
	件数 (千件)	金額 (百万円)	件数 (千件)	前年度末比 (%)	金額 (百万円)	前年度末比 (%)
個人保険	2,343	26,956,677	2,306	98.4	25,806,784	95.7
個人年金保険	517	2,529,278	513	99.2	2,512,216	99.3
個人保険＋ 個人年金保険	2,860	29,485,955	2,819	98.6	28,319,001	96.0
団体保険	—	14,181,125	—	—	14,301,715	100.9
団体年金保険	—	982,645	—	—	931,891	94.8

- (注) 1 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。
 2 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。

(c) 解約・失効高、解約・失効率(個人保険＋個人年金保険)

区分	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
解約・失効高(百万円)	998,995	859,284
解約・失効率(%)	3.11	2.94

- (注) 解約・失効の数値は失効後復活契約を失効と相殺せずに算出しております。

③ 保険料等収入明細表

区分	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
個人保険	229,439	203,044
個人年金保険	21,746	21,401
団体保険	22,893	22,602
団体年金保険	43,244	38,841
その他	4,806	4,717
小計	322,130	290,607
再保険収入	492	451
計	322,622	291,058

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

④ 保険金等支払金明細表

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
	金額(百万円)						
個人保険	109,460	—	23,431	64,946	779	—	198,617
個人年金保険	6	20,688	16,007	13,500	189	—	50,391
団体保険	12,541	415	37	1	—	—	12,996
団体年金保険	—	15,335	30,431	13,777	5,344	—	64,889
その他	911	1,001	409	2,981	0	—	5,305
小計	122,920	37,441	70,317	95,207	6,313	—	332,199
再保険	—	—	—	—	—	412	412
計	122,920	37,441	70,317	95,207	6,313	412	332,611

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
	金額(百万円)						
個人保険	104,503	—	22,269	58,153	721	—	185,647
個人年金保険	5	20,977	9,132	10,962	144	—	41,223
団体保険	12,563	389	38	10	—	—	13,001
団体年金保険	—	13,642	29,153	25,044	22,629	—	90,469
その他	1,215	994	411	2,909	0	—	5,531
小計	118,288	36,004	61,006	97,080	23,496	—	335,875
再保険	—	—	—	—	—	513	513
計	118,288	36,004	61,006	97,080	23,496	513	336,388

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

[資産運用業務]

当中間連結会計期間末の運用資産^(注1)は、前連結会計年度末に比べ1,281億円減少し6兆9,623億円(前連結会計年度末比△1.8%)となりました。

当中間連結会計期間は、ALM(資産と負債の総合的な財務管理)の推進と安定的収益確保を目指し、株式や外国証券の残高を削減する一方で、国内公社債の入替え等により超長期債の残高を積み増しました。

資産運用収益は、前中間連結会計期間に比べ67億円減少し、1,278億円(前中間連結会計期間比△5.0%)となりました。主な要因は、次のとおりです。金融派生商品収益は、為替レートが円高に推移したものの、為替ヘッジ残高を減らしたこと等により、前中間連結会計期間に比べ30億円減少し、560億円(同△5.2%)となりました。利息及び配当金等収入は、有価証券からの利息及び配当は安定的に推移したものの、貸付金からの利息が減少したこと等により15億円減少し、630億円(同△2.4%)となりました。また、有価証券売却益は13億円減少し、80億円(同△14.4%)となりました。

資産運用費用は、前中間連結会計期間に比べ76億円増加し、808億円(同+10.5%)となりました。主な要因は、次のとおりです。特別勘定資産に係る運用損益は、運用環境悪化に伴う運用利回りの低下等により98億円悪化し、306億円(同+47.5%)の特別勘定資産運用損となりました。また、有価証券売却損は58億円増加し、89億円(同+192.9%)となりました。一方、為替差損^(注2)は、前中間連結会計期間に比べ85億円減少し、303億円(同△21.9%)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の資産運用関係損益(資産運用収益と資産運用費用との差額)は、前中間連結会計期間に比べ144億円減少(うち、特別勘定資産運用損益^(注3)で98億円の減少)し、470億円となりました。

(注1) 運用資産とは、預貯金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、不動産の残高の合計を指します。

(注2) その他有価証券に属する外貨建債券の為替換算差額については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額以外の金額を為替差益(損)として処理しております。また、外貨建債券の為替ヘッジに係る損益は金融派生商品収益(費用)として処理しております。従いまして、決算時の為替相場によって為替差損益、金融派生商品収益(費用)が変動することになりますが、外貨建債券の為替換算差額に係る為替差損益と為替ヘッジに係る金融派生商品収益(費用)については、相殺し合う方向で変動します。

(注3) 特別勘定資産運用損益は、全て責任準備金繰入額(戻入額)に反映されるため、経常利益に影響を与えません。

① 運用資産

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

区分	前連結会計年度末残高	当連結会計年度末残高	増減額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預貯金	257,015	354,578	97,562
コールローン	135,000	2,000	△133,000
買入金銭債権	32,386	30,666	△1,719
金銭の信託	200	200	—
有価証券	4,847,546	4,673,931	△173,614
貸付金	1,822,287	1,753,230	△69,057
不動産	288,711	275,923	△12,787
計	7,383,147	7,090,530	△292,616
対総資産比率(%)	98.4	98.1	—

(注) 増減額には資産の評価及び減価償却によるものを含んでおります。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

区分	前連結会計年度末残高	当中間連結会計期間末残高	増減額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預貯金	354,578	183,621	△170,956
コールローン	2,000	203,000	201,000
買入金銭債権	30,666	30,001	△664
金銭の信託	200	200	—
有価証券	4,673,931	4,554,771	△119,159
貸付金	1,753,230	1,717,044	△36,186
不動産	275,923	273,728	△2,194
計	7,090,530	6,962,368	△128,162
対総資産比率(%)	98.1	97.4	—

(注) 増減額には資産の評価及び減価償却によるものを含んでおります。

② 資産運用収益

区分	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
利息及び配当金等収入	64,653	63,091
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	9,348	8,004
金融派生商品収益	59,090	56,012
その他運用収益	1,537	750
合計	134,629	127,858

③ 資産運用費用

区分	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
支払利息	3,259	3,205
有価証券売却損	3,046	8,923
有価証券評価損	3,609	4,529
為替差損	38,848	30,345
貸倒引当金繰入額	—	2
貸付金償却	6	4
賃貸用不動産等減価償却費	1,732	1,677
その他運用費用	1,852	1,444
特別勘定資産運用損	20,793	30,677
合計	73,150	80,811

(2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間から283億円減少し、498億円の支出(前中間連結会計期間は214億円の支出)となりました。主な減少要因は、前中間連結会計期間と比べて、保険料等収入が315億円減少したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間から837億円増加し、789億円の収入(前中間連結会計期間は47億円の支出)となりました。主な増加要因は、前中間連結会計期間と比べて、債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額が828億円増加したこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、収入・支出ともに大きな変動はなく、0億円の支出(前中間連結会計期間も0億円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末と比べ298億円増加し、3,865億円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

生命保険業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約の締結等を行われておりません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] の[中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項]に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針及び見積りが中間連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価をもって中間連結貸借対照表価額としております。時価は原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、市場価格がない場合等においては将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによっております。なお、金融商品の時価の算定方法は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] [注記事項] の(金融商品関係)に記載のとおりであります。

② 有価証券の減損処理

有価証券のうち、時価が著しく下落したものについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。なお、有価証券の減損処理に係る基準は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] [注記事項] の(有価証券関係)に記載のとおりであります。

③ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、回収不能見積り額を計上しております。なお、貸倒引当金の計上基準は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] の[中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項]に記載のとおりであります。

④ 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的な見積りによって算定しております。

⑤ 責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。なお、責任準備金の積立方法は、第5〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表等〕(1)〔中間連結財務諸表〕の〔中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項〕に記載のとおりであります。

⑥ 退職給付費用及び退職給付債務

退職給付費用及び退職給付債務は、年金資産の期待運用収益率や将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

⑦ 固定資産の減損処理

固定資産について必要と認める減損処理を行っております。

(2) 経営成績の分析

① 経常収益

経常収益は、前中間連結会計期間に比べ6億円減少し、5,015億円(前中間連結会計期間比 Δ 0.1%)となりました。

その内訳は、保険料等収入2,910億円(同 Δ 9.8%)、資産運用収益1,278億円(同 Δ 5.0%)、その他経常収益826億円(同+83.8%)となっております。

a 保険料等収入

保険料等収入は、個人保険の保有契約高の減少に伴って平準払保険料が減少したこと、及び一時払終身保険の販売が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ315億円減少し、2,910億円(同 Δ 9.8%)となりました。

b 資産運用収益

資産運用収益は、金融派生商品収益や有価証券売却益が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ67億円減少し、1,278億円(同 Δ 5.0%)となりました。

c その他経常収益

その他経常収益は、責任準備金戻入額が363億円増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ376億円増加し、826億円(同+83.8%)となりました。

② 経常費用

経常費用は、前中間連結会計期間に比べ37億円増加し、4,852億円(前中間連結会計期間比+0.8%)となりました。

その内訳は、保険金等支払金3,363億円(同+1.1%)、資産運用費用808億円(同+10.5%)、事業費513億円(同 Δ 7.1%)、その他経常費用165億円(同 Δ 18.7%)となっております。

a 保険金等支払金

保険金等支払金は、団体年金保険に係るその他返戻金等が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ37億円増加し、3,363億円(同+1.1%)となりました。

b 資産運用費用

資産運用費用は、運用環境の悪化に伴い、特別勘定運用損が98億円増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ76億円増加し、808億円(同+10.5%)となりました。

c 事業費

事業費は、営業関係人件費が減少したこと、コスト削減により物件費が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ39億円減少し、513億円(同△7.1%)となりました。

d その他経常費用

その他経常費用は、保険金据置支払金が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ38億円減少し、165億円(同△18.7%)となりました。

③ 経常利益

以上の結果、経常利益は、前中間連結会計期間に比べ43億円減少し、163億円(前中間連結会計期間比△21.0%)となりました。

④ 特別利益・特別損失

特別利益は4億円(前中間連結会計期間比△84.2%)、特別損失は10億円(同△53.8%)となりました。

a 特別利益

特別利益は、固定資産等処分益が22億円減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ23億円減少し、4億円(同△84.2%)となりました。

b 特別損失

特別損失は、減損損失が7億円減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ12億円減少し、10億円(同△53.8%)となりました。

⑤ 契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は、前中間連結会計期間に比べ2億円減少し、74億円(前中間連結会計期間比△3.2%)となりました。

⑥ 中間純利益

以上の結果、中間純利益は、前中間連結会計期間に比べ40億円減少し、80億円(前中間連結会計期間比△33.5%)となりました。

(3) 財政状態の分析

① 資産の部

資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ793億円減少し、7兆1,448億円(前連結会計年度末比△1.1%)となりました。主な資産の増減は、有価証券が前連結会計年度末から1,191億円減少し、4兆5,547億円となったことでもあります。

② 負債の部

負債の部合計は、前連結会計年度末に比べ776億円減少し、6兆9,310億円(前連結会計年度末比△1.1%)となりました。主な要因は、保有契約高の減少等により、責任準備金が前連結会計年度末から655億円減少し、6兆3,321億円となったことでもあります。

③ 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ17億円減少し、2,138億円(前連結会計年度末比△0.8%)となりました。主な要因は、中間純利益の計上により株主資本合計が前連結会計年度末から80億円増加し、2,084億円となったこと、その他有価証券の含み損益の悪化等により、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末から97億円減少し、53億円となったことでもあります。

(4) キャッシュ・フローの分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料等収入2,910億円、利息及び配当金等の受取額690億円、保険金等支払金△3,363億円、事業費△513億円等により、前中間連結会計期間から283億円減少し、498億円の支出(前中間連結会計期間は214億円の支出)となりました。(保険料等収入、保険金等支払金及び事業費は、中間連結損益計算書上の金額)

前中間連結会計期間からの主な減少要因は、保険料等収入が前中間連結会計期間に比べ315億円減少し、2,910億円になったことでもあります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の貸付け及び回収による収支353億円、有価証券の取得及び売却・償還による収支300億円、金融派生商品の決済による収支165億円等により、前中間連結会計期間から837億円増加し、789億円の収入(前中間連結会計期間は47億円の支出)となりました。

前中間連結会計期間からの主な増加要因は、債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額が前中間連結会計期間に比べ828億円増加したことでもあります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、収入・支出ともに大きな変動はなく、0億円の支出(前中間連結会計期間も0億円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末と比べ298億円増加し、3,865億円(前連結会計年度末比+8.4%)となりました。

(参考)提出会社の固有指標等

参考として、当社の単体情報のうち、社団法人生命保険協会の定める決算発表様式より抜粋した情報を以下のとおり記載しております。

(1) 基礎利益

生命保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は、前中間会計期間から31億円増加したものの、変額年金保険等の最低保証に係る責任準備金が194億円の繰り入れとなったことを主な要因として、7億円の損失となりました。

(注) 変額年金保険等の最低保証に係る責任準備金の変動は、デリバティブ取引によりヘッジしておりますが、責任準備金の変動を基礎利益に計上する一方、デリバティブ取引に伴う収益は、金融派生商品収益としてキャピタル収益に計上しております。なお、基礎利益から最低保証に係る責任準備金の変動等の最低保証に係る要因を除いた場合、当中間会計期間は169億円、前中間会計期間は123億円となり、46億円増加しました。

経常利益等の明細(基礎利益)

区分	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
基礎利益(△は損失) A	△3,973	△792
キャピタル収益	68,309	64,016
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	9,219	8,004
金融派生商品収益	59,090	56,012
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	45,501	43,710
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	3,049	8,909
有価証券評価損	3,603	4,455
金融派生商品費用	—	—
為替差損	38,848	30,345
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	22,807	20,306
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	18,834	19,513
臨時収益	2,100	16
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	2,100	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	16
臨時費用	244	2,065
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	1,900
個別貸倒引当金繰入額	—	17
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	6	4
その他臨時費用	237	143
臨時損益 C	1,855	△2,049
経常利益 A+B+C	20,689	17,464

- (注) 1 当中間会計期間のその他臨時収益には、償却債権取立益を記載しています。
 2 その他臨時費用には、第三分野保険の一部について、直近の予定発生率を勘案した方法により責任準備金を積み立てたことによる積増額を記載しています。

基礎利益の内訳(三利源)

区分	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
基礎利益(△は損失) (百万円)	△3,973	△792
逆ざや額 (百万円)	△29,666	△28,523
(基礎利益上の運用収支等の利回り) (%)	(2.05)	(2.06)
(平均予定利率) (%)	(3.07)	(3.08)
(一般勘定責任準備金) (百万円)	(5,797,016)	(5,635,062)
危険差益 (百万円)	25,433	27,510
費差損益 (百万円)	259	220

(注) 1 逆ざや額とは、想定した運用収益(予定利率)と実際の運用収益との差から生じるもので、次の算式で算出しています。

$$((\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}) \times 1 / 2$$

- 2 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
 3 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
 4 前中間会計期間及び当中間会計期間の利回り・利率は、年換算しています。
 5 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金を用いて、次の算式で算出しています。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1 / 2$$

 6 危険差益とは、想定した保険金・給付金の支払額(予定危険発生率)と実際に発生した支払額との差から生じるものです。(変額年金保険等の「最低保証に係る一般勘定の責任準備金の繰入・戻入額」(前中間会計期間：△13,952百万円、当中間会計期間：△19,405百万円)及び「最低保証に係る保険料収入から、年金開始等に際して最低保証のためにてん補した額を控除した額」(前中間会計期間：△2,357百万円、当中間会計期間：1,659百万円)を含みます。)
 7 費差損益とは、想定した事業費(予定事業費率)と実際の事業費支出との差から生じるものです。

基礎利益の明細

区分	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
基礎収益	431,671	440,376
保険料等収入	322,622	291,058
保険料	322,130	290,607
再保険収入	492	451
資産運用収益	66,209	64,647
利息及び配当金等収入	64,672	63,898
有価証券償還益	—	—
一般貸倒引当金戻入額	—	15
その他運用収益	1,537	734
特別勘定資産運用益	—	—
その他経常収益	42,839	84,669
年金特約取扱受入金	195	257
保険金据置受入金	9,012	8,920
支払備金戻入額	3,719	5,557
責任準備金戻入額	27,364	67,614
退職給付引当金戻入額	999	734
その他	1,548	1,585
基礎費用	435,645	441,168
保険金等支払金	332,611	336,388
保険金	122,920	118,288
年金	37,441	36,004
給付金	70,317	61,006
解約返戻金	95,207	97,080
その他返戻金	6,313	23,496
再保険料	412	513
責任準備金等繰入額	80	75
資産運用費用	27,613	37,110
支払利息	3,259	3,205
有価証券償還損	—	—
一般貸倒引当金繰入額	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	1,732	1,677
その他運用費用	1,827	1,550
特別勘定資産運用損	20,793	30,677
事業費	55,370	51,483
その他経常費用	19,968	16,110
保険金据置支払金	13,340	9,207
税金	3,096	2,931
減価償却費	2,370	2,755
退職給付引当金繰入額	—	—
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—
その他	1,161	1,215
基礎利益(△は損失)	△3,973	△792

(2) ソルベンシー・マージン比率

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、資産運用リスクが減少したことを主な要因として、当中間会計期間末で741.2%となり、前事業年度末の708.4%から32.8ポイント増加しました。

項目		前事業年度末 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額	(A) (百万円)	506,852	498,010
資本金等	(百万円)	199,645	208,228
価格変動準備金	(百万円)	6,300	7,260
危険準備金	(百万円)	37,400	39,300
一般貸倒引当金	(百万円)	198	183
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	(百万円)	21,195	7,155
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	(百万円)	△45,424	△47,005
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	(百万円)	123,295	121,047
負債性資本調達手段等	(百万円)	160,800	158,400
控除項目	(百万円)	△5,000	△5,000
その他	(百万円)	8,440	8,440
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	(B) (百万円)	143,078	134,370
保険リスク相当額	R ₁ (百万円)	25,669	24,999
第三分野保険の保険リスク相当額	R ₈ (百万円)	9,332	9,153
予定利率リスク相当額	R ₂ (百万円)	35,412	34,739
資産運用リスク相当額	R ₃ (百万円)	73,849	66,411
経営管理リスク相当額	R ₄ (百万円)	5,055	4,775
最低保証リスク相当額	R ₇ (百万円)	24,249	23,864
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	(%)	708.4	741.2

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

(ご参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

項目	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額 (A) (百万円)	501,054	492,355
資本金等 (百万円)	199,645	208,228
価格変動準備金 (百万円)	6,300	7,260
危険準備金 (百万円)	37,400	39,300
一般貸倒引当金 (百万円)	198	183
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) (百万円)	21,195	7,155
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) (百万円)	△45,424	△47,005
全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	125,188	123,082
負債性資本調達手段等 (百万円)	160,800	158,400
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性 資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 (百万円)	—	—
控除項目 (百万円)	△5,000	△5,000
その他 (百万円)	750	750
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) (百万円)	235,345	217,170
保険リスク相当額 R_1 (百万円)	25,669	24,999
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 (百万円)	9,332	9,153
予定利率リスク相当額 R_2 (百万円)	82,364	80,900
資産運用リスク相当額 R_3 (百万円)	117,350	102,059
経営管理リスク相当額 R_4 (百万円)	7,795	7,238
最低保証リスク相当額 R_7 (百万円)	25,126	24,175
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ (%)	425.8	453.4

(注) 1 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、当該変更を平成22年度末及び平成23年度中間会計期間末に適用したと仮定した場合の数値です。

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

(3) 実質純資産額

実質純資産額(時価ベースの実質的な資産から資本性のない実質的な負債を差し引いた額)は、金利低下により有価証券含み損益が改善したことを主な要因として、当中間会計期間末で4,316億円(前事業年度末比+12.1%)となり、前事業年度末の3,851億円から464億円増加しました。

項目	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
実質純資産額 (百万円)	385,175	431,601

(注) 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づいて算出しています。

(4) 一般勘定資産の運用状況

①資産の構成

区分	前事業年度末 (平成23年3月31日)		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	占率(%)	金額(百万円)	占率(%)
現預金・コールローン	342,648	5.2	385,597	5.9
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	30,666	0.5	30,001	0.5
金銭の信託	200	0.0	200	0.0
有価証券	4,015,240	61.3	3,945,978	60.4
公社債	2,741,329	41.9	2,833,417	43.4
株式	348,968	5.3	243,697	3.7
外国証券	905,168	13.8	850,047	13.0
公社債	619,466	9.4	569,557	8.7
株式等	285,702	4.4	280,490	4.3
その他の証券	19,774	0.3	18,815	0.3
貸付金	1,753,350	26.7	1,717,094	26.3
保険約款貸付	97,520	1.5	94,639	1.5
一般貸付	1,655,830	25.2	1,622,455	24.8
不動産	275,923	4.2	273,728	4.2
繰延税金資産	37,869	0.6	43,034	0.6
その他	96,431	1.5	137,693	2.1
貸倒引当金	△2,059	△0.0	△941	△0.0
合計	6,550,270	100.0	6,532,385	100.0
うち外貨建資産	594,014	9.1	555,697	8.5

(注) 上記資産には、現金担保付債券貸借取引に伴う受入担保金を含みます。
同担保金は「債券貸借取引受入担保金」として負債計上しています。
(前事業年度末：160,635百万円、当中間会計期間末：157,498百万円)

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

区分	前事業年度末(平成23年3月31日)					前事業年度末(平成23年3月31日)(注2)			
	帳簿価額 (百万円)	時価 (百万円)	差損益 (時価－ 帳簿価額) (百万円)	差損益の うち差益 (百万円)	差損益の うち差損 (百万円)	損益計算書 計上後価額 (百万円)	差損益 (時価－ 損益計算書 計上後価額) (百万円)	差損益の うち差益 (百万円)	差損益の うち差損 (百万円)
満期保有目的の債券	74,348	76,257	1,909	1,986	77	74,348	1,909	1,986	77
公社債	36,648	37,687	1,039	1,114	74	36,648	1,039	1,114	74
外国公社債	32,100	32,641	541	544	3	32,100	541	544	3
買入金銭債権	5,600	5,927	327	327	—	5,600	327	327	—
責任準備金対応債券	1,211,135	1,247,635	36,500	40,138	3,637	1,211,135	36,500	40,138	3,637
公社債	1,204,135	1,240,656	36,520	40,088	3,567	1,204,135	36,520	40,088	3,567
外国公社債	7,000	6,979	△20	49	70	7,000	△20	49	70
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	2,590,679	2,566,097	△24,581	93,140	117,722	2,540,478	25,619	101,342	75,723
公社債	1,465,033	1,500,545	35,512	40,120	4,607	1,465,033	35,512	40,120	4,607
株式	251,175	275,944	24,768	48,640	23,871	251,175	24,768	48,640	23,871
外国証券	784,514	700,268	△84,246	3,577	87,824	734,313	△34,045	11,780	45,825
公社債	629,419	580,366	△49,053	2,714	51,767	579,218	1,147	10,916	9,769
株式等	155,095	119,901	△35,193	863	36,056	155,095	△35,193	863	36,056
その他の証券	16,345	15,273	△1,072	256	1,328	16,345	△1,072	256	1,328
買入金銭債権	24,610	25,066	455	546	90	24,610	455	546	90
譲渡性預金	49,000	49,000	—	—	—	49,000	—	—	—
合計	3,876,163	3,889,991	13,827	135,265	121,438	3,825,962	64,028	143,467	79,439
公社債	2,705,817	2,778,890	73,072	81,323	8,250	2,705,817	73,072	81,323	8,250
株式	251,175	275,944	24,768	48,640	23,871	251,175	24,768	48,640	23,871
外国証券	823,614	739,888	△83,725	4,171	87,897	773,413	△33,524	12,374	45,898
公社債	668,519	619,987	△48,532	3,308	51,841	618,318	1,668	11,510	9,842
株式等	155,095	119,901	△35,193	863	36,056	155,095	△35,193	863	36,056
その他の証券	16,345	15,273	△1,072	256	1,328	16,345	△1,072	256	1,328
有価証券合計	3,796,953	3,809,996	13,043	134,391	121,347	3,746,751	63,245	142,593	79,348
買入金銭債権	30,210	30,994	783	874	90	30,210	783	874	90
譲渡性預金	49,000	49,000	—	—	—	49,000	—	—	—

- (注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2 外貨建その他有価証券の為替換算差額の一部等については、損益計算書に計上しています。上表では、決算処理後の差損益を適切に開示するため、帳簿価額ベースに加えて、同為替換算差額等△50,201百万円を損益計算書に計上した後のベースでの差損益についても記載しています。

区分	当中間会計期間末(平成23年9月30日)					当中間会計期間末(平成23年9月30日)(注2)			
	帳簿価額 (百万円)	時価 (百万円)	差損益 (時価－ 帳簿価額) (百万円)	差損益の うち差益 (百万円)	差損益の うち差損 (百万円)	損益計算書 計上後価額 (百万円)	差損益 (時価－ 損益計算書 計上後価額) (百万円)	差損益の うち差益 (百万円)	差損益の うち差損 (百万円)
満期保有目的の債券	72,476	74,320	1,844	1,946	102	72,476	1,844	1,946	102
公社債	35,995	37,123	1,127	1,195	67	35,995	1,127	1,195	67
外国公社債	31,000	31,188	188	224	35	31,000	188	224	35
買入金銭債権	5,480	6,008	527	527	—	5,480	527	527	—
責任準備金対応債券	1,286,996	1,377,771	90,775	93,365	2,590	1,286,996	90,775	93,365	2,590
公社債	1,279,996	1,371,369	91,373	93,365	1,992	1,279,996	91,373	93,365	1,992
外国公社債	7,000	6,402	△597	—	597	7,000	△597	—	597
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	2,532,100	2,464,869	△67,231	85,206	152,437	2,454,233	10,635	107,972	97,336
公社債	1,462,847	1,517,425	54,578	58,782	4,203	1,462,847	54,578	58,782	4,203
株式	233,632	220,712	△12,919	22,776	35,696	233,632	△12,919	22,776	35,696
外国証券	748,762	641,733	△107,028	2,528	109,557	670,895	△29,161	25,294	54,456
公社債	592,737	531,557	△61,180	2,528	63,709	514,870	16,686	25,294	8,607
株式等	156,024	110,176	△45,848	—	45,848	156,024	△45,848	—	45,848
その他の証券	17,345	14,476	△2,868	93	2,962	17,345	△2,868	93	2,962
買入金銭債権	23,513	24,520	1,007	1,025	17	23,513	1,007	1,025	17
譲渡性預金	46,000	46,000	—	—	—	46,000	—	—	—
合計	3,891,573	3,916,961	25,387	180,518	155,130	3,813,706	103,254	203,284	100,029
公社債	2,778,838	2,925,918	147,079	153,342	6,263	2,778,838	147,079	153,342	6,263
株式	233,632	220,712	△12,919	22,776	35,696	233,632	△12,919	22,776	35,696
外国証券	786,762	679,324	△107,437	2,752	110,190	708,895	△29,570	25,518	55,089
公社債	630,737	569,148	△61,589	2,752	64,342	552,870	16,277	25,518	9,240
株式等	156,024	110,176	△45,848	—	45,848	156,024	△45,848	—	45,848
その他の証券	17,345	14,476	△2,868	93	2,962	17,345	△2,868	93	2,962
有価証券合計	3,816,579	3,840,432	23,852	178,966	155,113	3,738,712	101,719	201,731	100,012
買入金銭債権	28,994	30,529	1,535	1,552	17	28,994	1,535	1,552	17
譲渡性預金	46,000	46,000	—	—	—	46,000	—	—	—

- (注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
- 2 外貨建その他有価証券の為替換算差額の一部等については、損益計算書に計上しています。上表では、決算処理後の差損益を適切に開示するため、帳簿価額ベースに加えて、同為替換算差額等△77,866百万円を損益計算書に計上した後のベースでの差損益についても記載しています。
- 3 投資事業組合及び外国投資事業組合は「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額」に含めて開示していますが、投資事業組合が保有する「その他有価証券」の評価差額については持分相当額△2百万円を投資事業組合の貸借対照表価額に含めて計上しています。なお、前事業年度末については該当金額がないため、注記はしておりません。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

区分	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)
満期保有目的の債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	7,639	7,465
その他有価証券	238,391	193,510
非上場国内株式	67,126	17,103
非上場外国株式等(店頭売買株式を除く)	168,506	173,650
その他の証券	2,757	2,756
合計	246,031	200,975

- (注) 本表の非上場外国株式等(店頭売買株式を除く)には外貨建てのものが含まれており、その為替換算差額には損益計算書に計上せず貸借対照表価額に含めて計上しているものがあります。
- 当該為替換算差額の金額は、当中間会計期間末は△2,683百万円、前事業年度末は△2,068百万円です。

(5) 債権の状況

①債務者区分による債権の状況

区分		前事業年度末 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権 ①	(百万円)	102	169
危険債権 ②	(百万円)	12,329	9,867
要管理債権 ③	(百万円)	485	462
小計 ①+②+③	(百万円)	12,916	10,500
(対合計比)	(%)	(0.67)	(0.56)
正常債権 ④	(百万円)	1,903,836	1,858,565
合計 ①+②+③+④	(百万円)	1,916,753	1,869,065

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- 3 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
- 4 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

②リスク管理債権の状況

区分		前事業年度末 (平成23年3月31日)	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
破綻先債権額	① (百万円)	13	33
延滞債権額	② (百万円)	12,417	10,003
3カ月以上延滞債権額	③ (百万円)	—	—
貸付条件緩和債権額	④ (百万円)	485	462
合計 ①+②+③+④	(百万円)	12,916	10,500
(貸付残高に対する比率)	(%)	(0.74)	(0.61)

(注) 1 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

その金額は、当中間会計期間末が延滞債権額193百万円、前事業年度末が延滞債権額179百万円です。

2 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。

3 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。

4 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。

5 貸付条件緩和債権とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

なお、要注意先に対する貸付金のうち、経営再建ないし支援目的をもって貸付条件を緩和した貸付金は、金利水準のいかんに関わらず、貸付条件緩和債権に区分しています。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,187,564,000
A種株式	1,084,000
B種株式	1,000,000
計	1,187,564,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	295,807,200	295,807,200	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注1)
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注2)、(注3)
B種株式 (注4)	600,000	600,000	—	(注5)、(注6) (注7)、(注8)
計	297,491,200	297,491,200	—	—

(注1) 普通株式の単元株式数は100株であります。

(注2) A種株式については単元株制度を採用しておりません。

(注3) A種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社(以下「当社」という。)は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、後記B種株式の内容にて規定するB種株主又はB種登録株式質権者に対する残余財産の分配の後に、普通株式を有する株主(実質株主を含み、以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。

(2) 当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(以下、本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

これは、A種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

4 株式の分割又は併合等

(1) 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。

(2) 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

6 A種株式調整比率

(1) 当初のA種株式調整比率は、2とする。

(2) 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

(3) 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

(4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

- (注4) B種株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

- (注5) B種株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は次のとおりであります。

- 1 B種株式には当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合には当該金融商品取引所における株価(後記(注7)6(2)①にしたがい算出される。)の下落により、また、それ以外の場合には修正純資産額(後記(注7)6(2)②に定義される。)の減少により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

2 修正の基準及び頻度

B種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種株式に係る当初払込金額(1株当たり100,000円)の総額を、B種株式調整価額(後記(注7)6に定義される。)で除して算出される。かかるB種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日に以下の基準及び頻度により修正される。

修正の基準：① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、毎年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)

② 上記①以外の場合、修正純資産額。

修正の頻度：1年に1回

3 行使価額等の下限等

上記B種株式調整価額の下限：220円(但し、後記(注7)6(3)乃至後記(注7)6(7)により調整される場合がある。)

割当株式数の上限：上記B種株式調整価額の下限が定められているため、該当事項なし。

資金調達額の下限：資金調達額が固定されているため、該当事項なし。

4 当社の決定によるB種株式の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

- (注6) B種株式については単元株制度を採用しておりません。

- (注7) B種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

(1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、B種株式を有する株主(以下「B種株主」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、6,000円(但し、平成21年3月31日を基準日とする剰余金の配当の場合は、6,000円をB種株式を最初に発行した際の払込期日から平成21年3月31日までの間の日数(初日及び末日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出した額とする。なお、かかる計算においては、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の金銭(以下「B種優先配当金」という。)を、剰余金の配当として交付する。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中で、かつ当該基準日より前の日を基準日として既に剰余金の配当を行ったときは、B種優先配当金の額から当該配当の額を控除した額の金銭を支払うものとする。

(2) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、上記(1)に定めるB種優先配当金の額を上限とし、B種株主又はB種登録株式質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

2 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、B種株式を最初に発行した際のB種株式1株あたりの払込金額(以下「B種株式当初払込金額」という。)に相当する額の金銭を支払う。

(2) B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

B種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
これは、B種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

4 株式の分割又は併合等

- (1) 当社は、B種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。
- (2) 当社は、B種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

B種株主は、払込期日の翌日以降、いつでも、当社がB種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、B種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったB種株式の数にB種株式当初払込金額を乗じた額をB種株式調整価額で除して算出される数とする。

6 B種株式調整価額

- (1) 当初のB種株式調整価額は、440円とする。
- (2) B種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、以下の①及び②のとおり修正される。但し、修正後B種株式調整価額が440円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「上限B種株式調整価額」という。)を上回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる上限B種株式調整価額とし、220円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「下限B種株式調整価額」という。)を下回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる下限B種株式調整価額とする。

① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合

各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。但し、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記(3)乃至後記(7)に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、後記(3)乃至後記(7)に準じて調整される。

② 上記①以外の場合

次の算式により算出される額とする。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{修正後B種株式調整価額} = \frac{(\text{修正純資産額} - \text{既発行B種株式の払込金額の総額}) \times 1.1}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

上記において、「修正純資産額」とは、各修正日の直前事業年度に係る連結貸借対照表(当社が金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき提出する有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表をいう。以下同じ。但し、当該直前事業年度に係る連結貸借対照表が存在しない場合には、同法第24条の5第1項の規定に基づき提出された当該直前事業年度に係る半期報告書に含まれる中間連結貸借対照表、同法第24条の4の7第1項に基づき提出された当該直前事業年度に係る四半期報告書に含まれる四半期連結貸借対照表及び当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表のうち直近のものとする。)に記載された純資産の部の合計額から当該連結貸借対照表に記載された少数株主持分の額を控除した額に、当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法施行規則第69条第1項第3号に規定する危険準備金の額(但し、当該危険準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)及び当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法第115条に規定する価格変動準備金の額(但し、当該価格変動準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)を加算することにより算出される額とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とし、「既発行B種株式の払込金額の総額」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済B種株式のうち当社の保有に係るもの以外の払込金額の総額とする。

- (3) 当社が、B種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分(本項において「時価以下発行」という。)を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記及び後記(4)において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後B種株式調整価額の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該時価以下発行に係る基準日があればその日の、また、かかる基準日がない場合は調整後B種株式調整価額の適用開始日の1カ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- (4) 当社が、B種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行した場合、B種株式調整価額は、上記(3)に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

- (5) 当社が、B種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{分割・併合前の普通株式数}}{\text{分割・併合後の普通株式数}}$$

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (6) 当社が、B種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

- (7) 上記(3)から(6)までに掲げる場合のほか、合併、会社の分割、取得請求権付株式、取得条項付株式、取得条項付新株予約権の発行又は金銭以外の財産による剰余金の配当等によりB種株式調整価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断するB種株式調整価額に変更される。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(注8) 当社とB種株式の所有者との間の取決めの内容

- 1 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

- 2 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種株式

	中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日	普通株式 — A種株式 — B種株式 —	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	167,280	—	167,280

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	42,330,279	14.23
大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	36,170,200	12.16
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	26,595,700	8.94
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	21,795,700	7.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	21,425,000	7.20
Baytree Investments (Mauritius) Pte. Ltd. (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	4th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	21,276,500	7.15
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	12,085,700	4.06
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	12,055,000	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	7,546,800	2.54
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	5,319,100	1.79
計	—	206,599,979	69.45

(注) 1 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式、A種株式、B種株式を合算して計算・記載しております。

2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

3 上記のほか当社所有の自己株式17,444,721株(発行済株式総数に対する割合5.86%)があります。

② 所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	415,014	14.90
大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	361,702	12.99
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	265,957	9.55
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	214,127	7.69
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	213,250	7.66
Baytree Investments (Mauritius) Pte. Ltd. (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	4th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	212,765	7.64
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	120,357	4.32
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	120,050	4.31
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	74,468	2.67
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	53,191	1.91
計	—	2,050,881	73.63

(注) 1 普通株式には議決権がありますが、A種株式並びにB種株式には議決権がありません。

2 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,272,600	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 278,534,400	2,785,344	同上
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	—
総株主の議決権	—	2,785,344	—

(注) 普通株式の単元株式数は100株であります。A種株式、B種株式については単元株制度を採用しておりません。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済普通株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目1番1号	普通株式 17,272,600	—	普通株式 17,272,600	5.83
計	—	17,272,600	—	17,272,600	5.83

- (注) 1 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。
- 2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。
- 3 上記のほか、無議決権株式であるA種株式のうち、当社所有の自己株式172,121株があります。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

- (注) 当社は執行役員制度を導入しております。
前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの執行役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。)第48条及び第69条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。)第38条及び第57条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	354,705	183,767
コールローン	2,000	203,000
買入金銭債権	30,666	30,001
金銭の信託	200	200
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4 4,673,931	※1, ※2, ※3, ※4 4,554,771
貸付金	※5 1,753,230	※5 1,717,044
有形固定資産	※6 278,576	※6 277,777
無形固定資産	9,008	9,560
再保険貸	53	183
その他資産	86,756	126,898
繰延税金資産	37,197	42,636
貸倒引当金	△2,059	△941
資産の部合計	7,224,266	7,144,899
負債の部		
保険契約準備金	6,525,676	6,452,917
支払備金	40,419	34,861
責任準備金	6,397,747	6,332,176
契約者配当準備金	※8 87,509	※8 85,879
再保険借	142	50
その他負債	※1 417,638	※1 412,692
退職給付引当金	57,892	57,158
役員退職慰労引当金	970	934
特別法上の準備金	6,300	7,260
価格変動準備金	6,300	7,260
負債の部合計	7,008,620	6,931,013
純資産の部		
資本金	167,280	167,280
資本剰余金	167,536	167,536
利益剰余金	△125,735	△117,726
自己株式	△8,601	△8,601
株主資本合計	200,479	208,488
その他有価証券評価差額金	15,125	5,369
繰延ヘッジ損益	41	27
その他の包括利益累計額合計	15,167	5,396
純資産の部合計	215,646	213,885
負債及び純資産の部合計	7,224,266	7,144,899

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30日)
経常収益	502,235	501,591
保険料等収入	322,622	291,058
資産運用収益	134,629	127,858
利息及び配当金等収入	64,653	63,091
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	9,348	8,004
金融派生商品収益	59,090	56,012
その他運用収益	1,537	750
その他経常収益	44,982	82,674
年金特約取扱受入金	195	257
保険金据置受入金	9,012	8,920
支払備金戻入額	3,719	5,557
責任準備金戻入額	29,227	65,571
退職給付引当金戻入額	998	733
その他の経常収益	1,829	1,633
経常費用	481,545	485,249
保険金等支払金	332,611	336,388
保険金	122,920	118,288
年金	37,441	36,004
給付金	70,317	61,006
解約返戻金	95,207	97,080
その他返戻金等	6,725	24,010
責任準備金等繰入額	80	75
契約者配当金積立利息繰入額	80	75
資産運用費用	73,150	80,811
支払利息	3,259	3,205
有価証券売却損	3,046	8,923
有価証券評価損	3,609	4,529
為替差損	38,848	30,345
貸倒引当金繰入額	—	2
貸付金償却	6	4
賃貸用不動産等減価償却費	1,732	1,677
その他運用費用	1,852	1,444
特別勘定資産運用損	20,793	30,677
事業費	※1 55,276	※1 51,374
その他経常費用	20,426	16,599
保険金据置支払金	13,340	9,207
税金	3,097	2,933
減価償却費	2,372	2,757
その他の経常費用	1,615	1,700
経常利益	20,689	16,342

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
特別利益	2,797	441
固定資産等処分益	※2 2,674	※2 441
貸倒引当金戻入額	72	—
償却債権取立益	51	—
特別損失	2,313	1,068
固定資産等処分損	※3 273	※3 82
減損損失	740	26
価格変動準備金繰入額	1,030	960
その他特別損失	※4 269	—
契約者配当準備金繰入額	7,656	7,411
税金等調整前中間純利益	13,516	8,303
法人税及び住民税等	114	113
法人税等調整額	1,311	181
法人税等合計	1,426	294
少数株主損益調整前中間純利益	12,090	8,009
少数株主利益	44	—
中間純利益	12,046	8,009

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	12,090	8,009
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,337	△9,835
繰延ヘッジ損益	△15	△14
持分法適用会社に対する持分相当額	45	80
その他の包括利益合計	7,368	△9,770
中間包括利益	19,458	△1,761
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	19,415	△1,761
少数株主に係る中間包括利益	43	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	167,280	167,280
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	167,280	167,280
資本剰余金		
当期首残高	167,536	167,536
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	167,536	167,536
利益剰余金		
当期首残高	△139,820	△125,735
当中間期変動額		
中間純利益	12,046	8,009
持分法の適用範囲の変動	△101	—
当中間期変動額合計	11,944	8,009
当中間期末残高	△127,875	△117,726
自己株式		
当期首残高	△8,601	△8,601
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	△8,601	△8,601
株主資本合計		
当期首残高	186,395	200,479
当中間期変動額		
中間純利益	12,046	8,009
持分法の適用範囲の変動	△101	—
当中間期変動額合計	11,944	8,009
当中間期末残高	198,339	208,488

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	34,524	15,125
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,383	△9,755
当中間期変動額合計	7,383	△9,755
当中間期末残高	41,907	5,369
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	79	41
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15	△14
当中間期変動額合計	△15	△14
当中間期末残高	64	27
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	34,604	15,167
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,368	△9,770
当中間期変動額合計	7,368	△9,770
当中間期末残高	41,972	5,396
少数株主持分		
当期首残高	1,210	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23	—
当中間期変動額合計	23	—
当中間期末残高	1,234	—
純資産合計		
当期首残高	222,209	215,646
当中間期変動額		
中間純利益	12,046	8,009
持分法の適用範囲の変動	△101	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,391	△9,770
当中間期変動額合計	19,336	△1,761
当中間期末残高	241,546	213,885

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	13,516	8,303
賃貸用不動産等減価償却費	1,732	1,677
減価償却費	2,372	2,757
減損損失	740	26
支払備金の増減額 (△は減少)	△3,719	△5,557
責任準備金の増減額 (△は減少)	△29,227	△65,571
契約者配当準備金積立利息繰入額	80	75
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	7,656	7,411
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△72	2
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△999	△734
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△44	△35
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	1,030	960
利息及び配当金等収入	△64,653	△63,091
有価証券関係損益 (△は益)	△2,692	5,448
支払利息	3,259	3,205
金融派生商品損益 (△は益)	△59,090	△56,012
為替差損益 (△は益)	38,848	30,345
特別勘定資産運用損益 (△は益)	20,793	30,677
有形固定資産関係損益 (△は益)	△2,624	2
持分法による投資損益 (△は益)	108	172
代理店貸の増減額 (△は増加)	0	—
再保険貸の増減額 (△は増加)	△144	△130
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△6,167	△3,821
再保険借の増減額 (△は減少)	25	△91
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	406	△2,180
その他	533	509
小計	△78,329	△105,650
利息及び配当金等の受取額	69,706	69,037
利息の支払額	△3,224	△3,161
契約者配当金の支払額	△9,634	△9,117
その他	△131	△1,043
法人税等の支払額	△808	△979
法人税等の還付額	962	1,109
営業活動によるキャッシュ・フロー	△21,457	△49,804

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	40	△240
買入金銭債権の売却・償還による収入	1,095	1,216
有価証券の取得による支出	△496,762	△507,375
有価証券の売却・償還による収入	495,049	537,394
貸付けによる支出	△93,228	△101,350
貸付金の回収による収入	127,173	136,739
金融派生商品の決済による収支(純額)	43,072	16,563
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額	△86,003	△3,137
デリバティブ取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	3,460	3,590
その他	46	37
資産運用活動計	△6,055	83,436
営業活動及び資産運用活動計		
有形固定資産の取得による支出	△1,302	△2,607
有形固定資産の売却による収入	5,410	230
その他	△2,832	△2,105
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,779	78,954
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の返済による支出	△0	△0
リース債務の返済による支出	△37	△37
配当金の支払額	△0	△0
少数株主への配当金の支払額	△19	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57	△37
現金及び現金同等物に係る換算差額	125	△11
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△26,168	29,101
現金及び現金同等物の期首残高	392,088	356,705
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	720
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 365,919	※1 386,527

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社は、三友サービス(株)、三生キャピタル(株)、三生3号投資事業組合、三生5号投資事業有限責任組合であります。

なお、当中間連結会計期間より、三生5号投資事業有限責任組合は重要性が増加したことから、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、(株)サンセイキャリアマネジメント、(株)三生オンユール・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス(株)、三生4号投資事業有限責任組合であります。

なお、(株)サンセイキャリアマネジメントは、当中間連結会計期間に清算終了いたしました。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社6社は、質的重要性がないことに加え、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし

(2) 持分法適用の関連会社の数 4社

持分法適用の関連会社は、日本企業年金サービス(株)、総合証券事務サービス(株)、エムエルアイ・システムズ(株)、メディケア生命保険(株)であります。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数 7社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、(株)サンセイキャリアマネジメント、(株)三生オンユール・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス(株)、三生4号投資事業有限責任組合、(株)ポルテ金沢であります。

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、質的重要性がないことに加え、それぞれ中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、三生3号投資事業組合及び三生5号投資事業有限責任組合の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間決算日の差異が3カ月を超えていないため、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結会計期間末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)

a 売買目的有価証券

…時価法(売却原価は移動平均法により算定)

b 満期保有目的の債券

…移動平均法による償却原価法(定額法)

c 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)

…移動平均法による償却原価法(定額法)

d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式

…移動平均法による原価法

e その他有価証券

時価のあるもの

…中間連結会計期間末日の市場価格等(国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

- ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券
…移動平均法による償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券
…移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② デリバティブ取引
時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物及びその他の有形固定資産については定率法により行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	… 15年～50年
その他の有形固定資産	… 3年～15年

ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

提出会社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
債権額からの直接減額	265百万円	320百万円

連結子会社の貸倒引当金は、提出会社に準じて必要と認める額を計上しております。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金)の支払いに備えるため、内規に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 価格変動準備金の計上方法
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定による準備金であり、当中間連結会計期間末における価格変動準備金対象資産に対する年間所要額を期間按分した額を計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、中間連結会計期間末日の直物為替相場により円換算しております。
提出会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|---------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 貸付金 |
| 為替予約 | 外貨建定期預金 |
- ③ ヘッジ方針
貸付金に対する金利変動リスク及び外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。
なお、特例処理を採用している金利スワップ及び振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。
- (7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
提出会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生連結会計期間に費用処理しております。
- ② 責任準備金の積立方法
責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- ・標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - ・標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

【表示方法の変更】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間連結会計期間より、保険業法施行規則別紙様式の改正及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成23年3月29日)の適用に伴い、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書の表示方法を次のとおり変更しております。 (中間連結損益計算書関係) 従来、「特別利益」の内訳科目として表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、当中間連結会計期間より「資産運用収益」の内訳科目として、「償却債権取立益」は、「資産運用収益」の内訳科目の「その他運用収益」に含めてそれぞれ表示することとしておりますが、前中間連結会計期間については、遡及処理を行っておりません。 (中間連結株主資本等変動計算書関係) 従来、「前期末残高」と表示していたものを、当中間連結会計期間より「当期首残高」として表示しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1 担保に供している資産の内容及びその金額並びに担保権によって担保されている債務の金額
担保に供している資産の内容及びその金額(*)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
有価証券(国債)	105,234 百万円	104,769 百万円
有価証券(株式)	70,379 "	57,401 "
有価証券(外国証券)	17 "	20 "
合計	175,631 "	162,192 "

(*)デリバティブ取引等の担保として差し入れております。

担保権によって担保されている債務の金額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
担保権によって担保されている債務の金額	17 百万円	20 百万円

- ※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間連結貸借対照表価額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
有価証券(国債)	156,158 百万円	144,519 百万円
合計	156,158 "	144,519 "

- ※3 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額及び時価

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)価額	1,211,135 百万円	1,286,996 百万円
時価	1,247,635 "	1,377,771 "

(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。

- ① 終身保険・年金保険(8-27年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。))及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超27年以内の部分)
- ② 一時払養老小区分(一時払養老保険)
- ③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)

また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。

- ※4 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
有価証券(株式)	5,626 百万円	5,519 百万円
有価証券(その他の証券)	2,014 "	611 "
合計	7,641 "	6,131 "

※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額及びその合計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
破綻先債権額(*1)	13 百万円	33 百万円
(うち取立不能見込額の直接減額)	(- 〃)	(- 〃)
延滞債権額(*2)	12,417 〃	10,003 〃
(うち取立不能見込額の直接減額)	(△179 〃)	(△193 〃)
3カ月以上延滞債権額(*3)	- 〃	- 〃
貸付条件緩和債権額(*4)	485 〃	462 〃
合計	12,916 〃	10,500 〃

(*1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(*2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(*3) 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸付金であります。

(*4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

※6 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	186,590 百万円	189,067 百万円

7 特別勘定の資産及び負債の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
特別勘定の資産の額(負債の額も同額)	675,211 百万円	626,078 百万円

※8 契約者配当準備金の異動状況

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
当連結会計年度期首残高	92,570 百万円	当連結会計年度期首残高 87,509 百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	20,599 〃	当中間連結会計期間契約者配当金支払額 9,117 〃
利息による増加等	158 〃	利息による増加等 75 〃
契約者配当準備金繰入額	15,380 〃	契約者配当準備金繰入額 7,411 〃
当連結会計年度末残高	87,509 〃	当中間連結会計期間末残高 85,879 〃

9 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する提出会社の今後の負担見積額(*)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
生命保険契約者保護機構に対する提出会社の今後の負担見積額	14,691 百万円	13,727 百万円

(*) 当該負担金は、拠出した連結会計期間の事業費として処理しております。

10 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
組織変更剰余金額	377 百万円	377 百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 事業費のうち、主な費目及び金額

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
物件費	15,607 百万円	15,114 百万円
営業職員経費	17,223 "	14,999 "
人件費	12,220 "	12,133 "
募集機関管理費	9,063 "	8,208 "

※2 固定資産等処分益の内訳

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
土地	2,519 百万円	44 百万円
建物	119 "	4 "
不良債権の譲渡に伴う利益	— "	348 "
その他	35 "	43 "
合計	2,674 "	441 "

※3 固定資産等処分損の内訳

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
土地	11 百万円	— 百万円
建物	242 "	60 "
その他	18 "	21 "
合計	273 "	82 "

※4 前中間連結会計期間のその他特別損失は、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」の適用に伴う前連結会計年度の期首における影響額であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	295,807,200	—	—	295,807,200
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
B種株式	600,000	—	—	600,000
合計	297,491,200	—	—	297,491,200
自己株式				
普通株式	17,272,600	—	—	17,272,600
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,721	—	—	17,444,721

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	295,807,200	—	—	295,807,200
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
B種株式	600,000	—	—	600,000
合計	297,491,200	—	—	297,491,200
自己株式				
普通株式	17,272,600	—	—	17,272,600
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,721	—	—	17,444,721

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (平成22年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (平成23年9月30日現在)
現金及び預貯金	213,919 百万円	183,767 百万円
コールローン	142,000 "	203,000 "
買入金銭債権	42,358 "	30,001 "
預入期間が3カ月を超える預貯金	— "	△240 "
現金同等物以外の買入金銭債権	△32,359 "	△30,001 "
現金及び現金同等物	365,919 "	386,527 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)及び当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

① リース資産の内容

有形固定資産(電算機器)であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」 「(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1,147 百万円	1,084 百万円
1年超	1,399 "	964 "
合計	2,547 "	2,049 "

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	2,588 百万円	2,289 百万円
1年超	3,349 "	2,753 "
合計	5,937 "	5,043 "

(金融商品関係)

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産及び金融負債の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)			
① その他有価証券	49,000	49,000	—
(2) 買入金銭債権			
① 満期保有目的の債券	5,600	5,927	327
② その他有価証券	25,066	25,066	—
(3) 有価証券			
① 売買目的有価証券	658,403	658,403	—
② 満期保有目的の債券	68,748	70,329	1,581
③ 責任準備金対応債券	1,211,135	1,247,635	36,500
④ その他有価証券	2,492,044	2,492,044	—
(4) 貸付金			
保険約款貸付	97,520		
一般貸付	1,655,710		
貸倒引当金(*1)	△1,387		
未経過利息相当額(*2)	△3,424		
	1,748,418	1,785,266	36,847
資産計	6,258,416	6,333,673	75,256
(5) 借入金	163,502	166,152	2,649
負債計	163,502	166,152	2,649
(6) デリバティブ取引(*3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	23,083	23,083	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	65	561	496
デリバティブ取引計	23,148	23,645	496

(*1) 貸付金に対応する個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 信販会社等との提携消費者ローンの一部については、貸付金の元本に未経過利息相当額を含めて計上しているため、当該未経過利息相当額を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)

現金及び預貯金(譲渡性預金)は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、企業会計上有価証券として取り扱う信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

有価証券のうち、株式は、連結会計年度末日の取引所の価格によっております。ただし、「その他有価証券」の国内株式については、連結会計年度末前1カ月の取引所の価格の平均によっております。債券は、取引所の価格、業界団体の公表価格、取引金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載のとおりであります。

(4) 貸付金

保険約款貸付は、貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付金であり、返済見込期間及び調達コストに連動して設定した金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

一般貸付の時価は、主に将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートにリスクプレミアムを加味した利率で割り引いて算定しております。なお、変動金利の住宅ローンについては、短期間で市場金利を反映しているため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていないものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先又は破綻懸念先で直接減額又は個別貸倒引当金を計上している貸付金については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結会計年度末における連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、原則として、当該価額をもって時価としております。

(5) 借入金

借入金は、貸付金に準じた方法によっております。

(6) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記に記載のとおりであります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 非上場株式(店頭売買株式を除く)(*1)	238,397
(2) 組合出資金(*2)	5,201
合計	243,599

(*1) 非上場株式(店頭売買株式を除く)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(*2) 組合出資金は、組合が保有する「その他有価証券」の評価差額について持分相当額を計上しておりますが、その他の主たる構成資産・負債は、非上場株式(店頭売買株式を除く)等、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象としておりません。

(*3) 当連結会計年度において、148百万円減損処理を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

当中間連結会計期間末における主な金融資産及び金融負債の中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)			
① その他有価証券	46,000	46,000	—
(2) 買入金銭債権			
① 満期保有目的の債券	5,480	6,008	527
② その他有価証券	24,520	24,520	—
(3) 有価証券			
① 売買目的有価証券	609,221	609,221	—
② 満期保有目的の債券	66,995	68,312	1,316
③ 責任準備金対応債券	1,286,996	1,377,771	90,775
④ その他有価証券	2,394,387	2,394,387	—
(4) 貸付金			
保険約款貸付	94,639		
一般貸付	1,622,405		
貸倒引当金(*1)	△252		
未経過利息相当額(*2)	△3,416		
	1,713,374	1,739,854	26,480
資産計	6,146,977	6,266,077	119,099
(5) 借入金	163,502	164,771	1,268
負債計	163,502	164,771	1,268
(6) デリバティブ取引(*3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	62,468	62,468	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	42	481	439
デリバティブ取引計	62,510	62,950	439

(*1) 貸付金に対応する個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 信販会社等との提携消費者ローンの一部については、貸付金の元本に未経過利息相当額を含めて計上しているため、当該未経過利息相当額を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)

現金及び預貯金(譲渡性預金)は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、企業会計上有価証券として取り扱う信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

有価証券のうち、株式は、中間連結会計期間末日の取引所の価格によっております。ただし、「その他有価証券」の国内株式については、中間連結会計期間末前1カ月の取引所の価格の平均によっております。債券は、取引所の価格、業界団体の公表価格、取引金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載のとおりであります。

(4) 貸付金

保険約款貸付は、貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付金であり、返済見込期間及び調達コストに連動して設定した金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

一般貸付の時価は、主に将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートにリスクプレミアムを加味した利率で割り引いて算定しております。なお、変動金利の住宅ローンについては、短期間で市場金利を反映しているため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていないものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先又は破綻懸念先で直接減額又は個別貸倒引当金を計上している貸付金については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結会計期間末における中間連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、原則として、当該価額をもって時価としております。

(5) 借入金

借入金は、貸付金に準じた方法によっております。

(6) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記に記載のとおりであります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 非上場株式(店頭売買株式を除く)(*1)	193,387
(2) 組合出資金(*2)	3,782
合計	197,170

(*1) 非上場株式(店頭売買株式を除く)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(*2) 組合出資金は、組合が保有する「その他有価証券」の評価差額について持分相当額を計上しておりますが、その他の主たる構成資産・負債は、非上場株式(店頭売買株式を除く)等、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象としておりません。

(*3) 当中間連結会計期間において、84百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日)

1 満期保有目的の債券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	34,648	35,762	1,114
① 地方債	3,422	3,529	107
② 社債	31,225	32,232	1,006
(2) 外国証券	31,000	31,544	544
① 外国公社債	31,000	31,544	544
小計	65,648	67,307	1,658
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
(1) 公社債	2,000	1,925	△74
① 社債	2,000	1,925	△74
(2) 外国証券	1,100	1,096	△3
① 外国公社債	1,100	1,096	△3
小計	3,100	3,022	△77
合計	68,748	70,329	1,581

(注) 上記満期保有目的の債券のほか、買入金銭債権(連結貸借対照表計上額5,600百万円、時価5,927百万円、差額327百万円)があります。

2 責任準備金対応債券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	1,059,901	1,099,989	40,088
① 国債	618,755	640,120	21,364
② 地方債	188,124	194,983	6,859
③ 社債	253,020	264,885	11,864
(2) 外国証券	3,000	3,049	49
① 外国公社債	3,000	3,049	49
小計	1,062,901	1,103,039	40,138
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
(1) 公社債	144,234	140,666	△3,567
① 国債	82,883	81,361	△1,522
② 地方債	32,575	32,035	△539
③ 社債	28,775	27,269	△1,506
(2) 外国証券	4,000	3,930	△70
① 外国公社債	4,000	3,930	△70
小計	148,234	144,596	△3,637
合計	1,211,135	1,247,635	36,500

3 その他有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,342,286	1,302,166	40,120
① 国債	855,172	831,061	24,111
② 地方債	55,815	53,802	2,013
③ 社債	431,297	417,302	13,995
(2) 株式	172,866	124,226	48,640
(3) 外国証券	136,369	132,792	3,577
① 外国公社債	126,244	123,529	2,714
② 外国その他証券	10,125	9,262	863
(4) その他の証券	3,688	3,432	256
小計	1,655,212	1,562,617	92,594
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	158,259	162,867	△4,607
① 国債	129,484	131,555	△2,070
② 地方債	1,160	1,200	△40
③ 社債	27,613	30,110	△2,497
(2) 株式	103,089	126,962	△23,872
(3) 外国証券	563,898	651,722	△87,824
① 外国公社債	454,121	505,889	△51,767
② 外国その他証券	109,776	145,832	△36,056
(4) その他の証券	11,584	12,913	△1,328
小計	836,832	954,465	△117,632
合計	2,492,044	2,517,082	△25,038

(注) 1 上記その他有価証券のほか、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(連結貸借対照表計上額49,000百万円、取得原価49,000百万円、差額なし)及び買入金銭債権(連結貸借対照表計上額25,066百万円、取得原価24,610百万円、差額455百万円)があります。

2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものを減損処理しており、その金額は8,529百万円であります。

なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

1 満期保有目的の債券

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの			
(1) 公社債	33,995	35,190	1,195
① 地方債	3,420	3,555	135
② 社債	30,575	31,635	1,059
(2) 外国証券	20,000	20,224	224
① 外国公社債	20,000	20,224	224
小計	53,995	55,414	1,419
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの			
(1) 公社債	2,000	1,932	△67
① 社債	2,000	1,932	△67
(2) 外国証券	11,000	10,964	△35
① 外国公社債	11,000	10,964	△35
小計	13,000	12,897	△102
合計	66,995	68,312	1,316

(注) 上記満期保有目的の債券のほか、買入金銭債権(中間連結貸借対照表計上額5,480百万円、時価6,008百万円、差額527百万円)があります。

2 責任準備金対応債券

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの			
(1) 公社債	1,264,925	1,358,290	93,365
① 国債	808,357	865,992	57,634
② 地方債	214,707	232,163	17,455
③ 社債	241,859	260,134	18,274
小計	1,264,925	1,358,290	93,365
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの			
(1) 公社債	15,070	13,078	△1,992
① 社債	15,070	13,078	△1,992
(2) 外国証券	7,000	6,402	△597
① 外国公社債	7,000	6,402	△597
小計	22,070	19,480	△2,590
合計	1,286,996	1,377,771	90,775

3 その他有価証券

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,448,478	1,389,695	58,782
① 国債	986,106	948,155	37,950
② 地方債	58,144	55,635	2,509
③ 社債	404,227	385,904	18,322
(2) 株式	113,308	90,530	22,777
(3) 外国証券	126,070	123,542	2,528
① 外国公社債	126,070	123,542	2,528
(4) その他の証券	725	632	93
小計	1,688,583	1,604,401	84,181
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	68,947	73,151	△4,203
① 国債	41,231	41,348	△117
② 地方債	3,814	3,817	△2
③ 社債	23,901	27,986	△4,084
(2) 株式	107,443	143,143	△35,699
(3) 外国証券	515,662	625,220	△109,557
① 外国公社債	405,486	469,195	△63,709
② 外国その他証券	110,176	156,024	△45,848
(4) その他の証券	13,751	16,713	△2,962
小計	705,804	858,227	△152,423
合計	2,394,387	2,462,629	△68,241

(注) 1 上記その他有価証券のほか、中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(中間連結貸借対照表計上額46,000百万円、取得原価46,000百万円、差額なし)及び買入金銭債権(中間連結貸借対照表計上額24,520百万円、取得原価23,513百万円、差額1,007百万円)があります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものを減損処理しており、その金額は4,444百万円であります。

なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとは認められる場合を除き減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日)

1 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的以外の金銭の信託

取得原価をもって連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

1 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的以外の金銭の信託

取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約				
	売建	498,417	—	512,475	△14,058
	アメリカドル	233,886	—	235,626	△1,740
	ユーロ	264,526	—	276,844	△12,318
	その他の通貨	5	—	5	△0
	買建	24	—	25	0
	ユーロ	17	—	17	0
	スイスフラン	4	—	4	0
	シンガポールドル	3	—	3	0
	合計	—	—	—	△14,057

(注) 時価の算定方法
連結会計年度末の先物相場を使用しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

(3) 株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物				
	売建	553	—	566	△12
市場取引 以外の取引	株価指数先渡				
	売建	38,854	—	36,060	2,793
	株価指数オプション				
	売建	20,584	—		
	コール	(2,824)		4,554	△1,730
	買建	89,725	69,141		
	プット	(24,223)		38,915	14,692
株券オプション					
売建					
コール	199	—			
	(4)			1	2
合計	—	—	—	—	15,746

(注) 1 ()内にはオプション料を記載しております。

2 時価の算定方法

市場取引については、取引を行った取引所の清算価格、市場取引以外の取引については、取引先金融機関から入手した価格に基づき算定しております。

(4) 債券関連

該当事項はありません。

(5) その他

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約	外貨建定期預金	93,983	—	(注)
合計			—	—	—

(注) 為替予約の振当処理を行っている為替予約は、ヘッジ対象である外貨建定期預金と一体として処理しております。

当該外貨建定期預金の時価は、93,983百万円であります。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸付金	4,990	700	65
	固定金利受取/ 変動金利支払				
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸付金	24,360	16,260	496
	固定金利受取/ 変動金利支払				
合計			—	—	561

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から入手した価格に基づき算定しております。

(3) 株式関連

該当事項はありません。

(4) 債券関連

該当事項はありません。

(5) その他

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約 売建	496,950	—	476,684	20,265
	アメリカドル	273,115	—	262,899	10,216
	ユーロ	223,834	—	213,785	10,049
	買建	16,077	—	16,093	15
	アメリカドル	5,828	—	5,832	3
	ユーロ	10,248	—	10,261	12
	合計	—	—	—	20,280

(注) 時価の算定方法
中間連結会計期間末の先物相場を使用しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

(3) 株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物 買建	1,395	—	1,408	13
市場取引 以外の取引	株価指数先渡 売建	50,457	—	50,420	36
	株価指数オプション 買建	69,141	69,141	—	—
	プット	(21,399)	—	42,142	20,743
	株券オプション 売建	322	—	—	—
	コール	(5)	—	4	0
合計	—	—	—	20,794	

(注) 1 ()内にはオプション料を記載しております。

2 時価の算定方法

市場取引については、取引を行った取引所の清算価格、市場取引以外の取引については、取引先金融機関から入手した価格に基づき算定しております。

(4) 債券関連

該当事項はありません。

(5) その他

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約	外貨建定期預金	93,964	—	(注)
合計			—	—	—

(注) 為替予約の振当処理を行っている為替予約は、ヘッジ対象である外貨建定期預金と一体として処理しております。

当該外貨建定期預金の時価は、93,964百万円であります。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸付金	4,990	700	42
	固定金利受取/ 変動金利支払				
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸付金	22,160	11,800	439
	固定金利受取/ 変動金利支払				
合計			—	—	481

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から入手した価格に基づき算定しております。

(3) 株式関連

該当事項はありません。

(4) 債券関連

該当事項はありません。

(5) その他

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

提出会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(遊休不動産を含む。土地を含む。)を所有しております。

これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
194,780	△9,902	184,878	162,372

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減損損失に伴うもの(△5,585百万円)及び減価償却の実施によるもの(△3,238百万円)であります。
3 当連結会計年度末の時価は、主として外部鑑定評価機関が「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結会計期間末における時価に、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結会計期間末における時価及び当該時価の算定方法の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社及び連結子会社は生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
なお、投資事業は生命保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当社及び連結子会社は生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
なお、投資事業は生命保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

生命保険以外に開示の対象とすべき製品及びサービスがないため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高(経常収益)が中間連結損益計算書の売上高(経常収益)の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

記載すべき事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

生命保険以外に開示の対象とすべき製品及びサービスがないため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高(経常収益)が中間連結損益計算書の売上高(経常収益)の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社及び連結子会社は生命保険事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報の記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当社及び連結子会社は生命保険事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

記載事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

記載事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

記載事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

記載事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
(1)普通株式に係る1株当たり純資産額	231円42銭	225円10銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	215,646	213,885
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	151,187	151,187
(うちB種株式払込金額)	60,000	60,000
(うちA種株式払込金額)	91,187	91,187
普通株式に係る中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	64,458	62,697
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間連結会計期間末(連結会計年度末)の 普通株式の数(株)	278,534,600	278,534,600
(2)A種株式に係る1株当たり純資産額	100,000円00銭	100,000円00銭
(算定上の基礎)		
A種株式に係る中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	91,187	91,187
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間連結会計期間末(連結会計年度末)の A種株式の数(株)	911,879	911,879

(注) A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については、普通株式と同等の株式として取り扱っておりますが、中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に中間連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。

A種株式及びB種株式の内容については、第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] に記載のとおりであります。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	26円14銭	17円38銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	12,046	8,009
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益(百万円)	12,046	8,009
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	460,910,400	460,910,400
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	20円17銭	13円40銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	136,363,636	136,660,950
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)

(注) A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。

前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数は136,363,636株であり、潜在株式であるB種株式の当期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を当期首現在のB種株式調整価額440円で除して算定しております。

当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数は136,660,950株であり、潜在株式であるB種株式の当期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を、B種株式調整価額の修正日前までは当期首現在のB種株式調整価額440円、修正日以後は修正後のB種株式調整価額438.1円で除して算定しております。

(会計方針の変更)

当中間連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これに伴い、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数の算定にあたり、従来、B種株式調整価額の期中における修正の有無に関わらず、期首時点のB種株式調整価額を使用していたものを、当中間連結会計期間より、期中に行われたB種株式調整価額の修正を反映する方法に変更しております。

なお、前中間連結会計期間については、遡及処理を行っておりません。

(重要な後発事象)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、平成24年4月1日以後開始する事業年度から法人税率及び欠損金の繰越控除制度が変更されることとなりました。

これにより、法人税等に効果の及ぶ一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率については、従来の36.1%から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度については33.2%に、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度については30.7%に変更されます。

この変更を勘案して、当中間連結会計期間における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産(純額)が6,096百万円減少し、その他有価証券評価差額金が410百万円、法人税等調整額(借方)が6,499百万円、それぞれ増加することになります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	353,387	182,597
現金	123	142
預貯金	353,264	182,454
コールローン	2,000	203,000
買入金銭債権	30,666	30,001
金銭の信託	200	200
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4 4,673,644	※1, ※2, ※3, ※4 4,555,199
国債	1,799,429	1,933,828
地方債	285,412	284,406
社債	800,283	746,392
株式	420,879	312,831
外国証券	965,628	901,204
その他の証券	402,010	376,536
貸付金	※5 1,753,350	※5 1,717,094
保険約款貸付	97,520	94,639
一般貸付	1,655,830	1,622,455
有形固定資産	※6 278,569	※6 277,770
土地	192,308	192,123
建物	83,614	81,561
リース資産	60	42
建設仮勘定	—	43
その他の有形固定資産	2,585	3,999
無形固定資産	9,007	9,559
ソフトウェア	6,415	6,833
その他の無形固定資産	2,591	2,725
再保険貸	53	183
その他資産	86,746	126,882
未収金	7,450	23,966
前払費用	1,078	2,567
未収収益	25,194	23,722
預託金	5,529	5,518
先物取引差金勘定	9	—
金融派生商品	42,624	63,566
仮払金	852	4,159
その他の資産	4,007	3,381
繰延税金資産	37,869	43,034
貸倒引当金	△2,059	△941
資産の部合計	7,223,434	7,144,581

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
保険契約準備金	6,525,676	6,452,917
支払備金	※8 40,419	※8 34,861
責任準備金	※9 6,397,747	※9 6,332,176
契約者配当準備金	※10 87,509	※10 85,879
再保険借	142	50
その他負債	417,510	412,460
債券貸借取引受入担保金	160,635	157,498
借入金	※11 163,502	※11 163,502
未払法人税等	220	110
未払金	7,223	20,279
未払費用	※1 9,914	※1 9,176
前受収益	3,929	3,869
預り金	5,473	5,295
預り保証金	11,354	11,317
先物取引差金勘定	—	27
金融派生商品	19,475	1,055
リース債務	63	26
資産除去債務	494	492
仮受金	2,282	3,291
その他の負債	32,941	36,516
退職給付引当金	57,886	57,152
役員退職慰労引当金	970	934
特別法上の準備金	6,300	7,260
価格変動準備金	6,300	7,260
負債の部合計	7,008,486	6,930,776
純資産の部		
資本金	167,280	167,280
資本剰余金	167,536	167,536
資本準備金	167,280	167,280
その他資本剰余金	256	256
利益剰余金	△126,570	△117,708
利益準備金	1,802	1,802
その他利益剰余金	△128,372	△119,510
価格変動積立金	32,516	32,516
不動産圧縮積立金	162	158
別途積立金	230	230
繰越利益剰余金	△161,282	△152,416
自己株式	△8,601	△8,601
株主資本合計	199,645	208,507
その他有価証券評価差額金	15,261	5,270
繰延ヘッジ損益	41	27
評価・換算差額等合計	15,302	5,297
純資産の部合計	214,948	213,804
負債及び純資産の部合計	7,223,434	7,144,581

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
経常収益	501,843	502,351
保険料等収入	322,622	291,058
保険料	322,130	290,607
再保険収入	492	451
資産運用収益	134,519	128,665
利息及び配当金等収入	64,672	63,898
預貯金利息	196	139
有価証券利息・配当金	41,231	41,830
貸付金利息	17,205	16,291
不動産賃貸料	5,489	5,133
その他利息配当金	549	503
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	※1 9,219	※1 8,004
金融派生商品収益	※4 59,090	※4 56,012
その他運用収益	1,537	750
その他経常収益	44,702	82,626
年金特約取扱受入金	195	257
保険金据置受入金	9,012	8,920
支払備金戻入額	※5 3,719	※5 5,557
責任準備金戻入額	※6 29,227	※6 65,571
退職給付引当金戻入額	999	734
その他の経常収益	1,548	1,585
経常費用	481,153	484,886
保険金等支払金	332,611	336,388
保険金	122,920	118,288
年金	37,441	36,004
給付金	70,317	61,006
解約返戻金	95,207	97,080
その他返戻金	6,313	23,496
再保険料	412	513
責任準備金等繰入額	80	75
契約者配当金積立利息繰入額	80	75
資産運用費用	73,122	80,828
支払利息	3,259	3,205
有価証券売却損	※2 3,049	※2 8,909
有価証券評価損	※3 3,603	※3 4,455
為替差損	38,848	30,345
貸倒引当金繰入額	—	2
貸付金償却	6	4
賃貸用不動産等減価償却費	※7 1,732	※7 1,677
その他運用費用	1,827	1,550
特別勘定資産運用損	20,793	30,677

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30日)
事業費	55,370	51,483
その他経常費用	19,968	16,110
保険金据置支払金	13,340	9,207
税金	3,096	2,931
減価償却費	※7 2,370	※7 2,755
その他の経常費用	1,161	1,215
経常利益	20,689	17,464
特別利益	2,797	441
固定資産等処分益	※8 2,674	※8 441
貸倒引当金戻入額	72	—
償却債権取立益	51	—
特別損失	2,313	1,068
固定資産等処分損	273	82
減損損失	740	26
価格変動準備金繰入額	1,030	960
その他特別損失	※9 269	—
契約者配当準備金繰入額	7,656	7,411
税引前中間純利益	13,517	9,425
法人税及び住民税	111	110
法人税等調整額	1,260	453
法人税等合計	1,372	563
中間純利益	12,145	8,862

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	167,280	167,280
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	167,280	167,280
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	167,280	167,280
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	167,280	167,280
その他資本剰余金		
当期首残高	256	256
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	256	256
資本剰余金合計		
当期首残高	167,536	167,536
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	167,536	167,536
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,802	1,802
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,802	1,802
その他利益剰余金		
価格変動積立金		
当期首残高	32,516	32,516
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	32,516	32,516
不動産圧縮積立金		
当期首残高	170	162
当中間期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩	△4	△4
当中間期変動額合計	△4	△4
当中間期末残高	166	158

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
別途積立金		
当期首残高	230	230
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	230	230
繰越利益剰余金		
当期首残高	△175,073	△161,282
当中間期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩	4	4
中間純利益	12,145	8,862
当中間期変動額合計	12,149	8,866
当中間期末残高	△162,924	△152,416
利益剰余金合計		
当期首残高	△140,352	△126,570
当中間期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩	—	—
中間純利益	12,145	8,862
当中間期変動額合計	12,145	8,862
当中間期末残高	△128,207	△117,708
自己株式		
当期首残高	△8,601	△8,601
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	△8,601	△8,601
株主資本合計		
当期首残高	185,862	199,645
当中間期変動額		
中間純利益	12,145	8,862
当中間期変動額合計	12,145	8,862
当中間期末残高	198,007	208,507

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	34,630	15,261
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	7,383	△9,990
当中間期変動額合計	7,383	△9,990
当中間期末残高	42,013	5,270
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	79	41
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△15	△14
当中間期変動額合計	△15	△14
当中間期末残高	64	27
評価・換算差額等合計		
当期首残高	34,709	15,302
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	7,368	△10,005
当中間期変動額合計	7,368	△10,005
当中間期末残高	42,077	5,297
純資産合計		
当期首残高	220,571	214,948
当中間期変動額		
中間純利益	12,145	8,862
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	7,368	△10,005
当中間期変動額合計	19,513	△1,143
当中間期末残高	240,085	213,804

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券
…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - (2) 満期保有目的の債券
…移動平均法による償却原価法(定額法)
 - (3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)
…移動平均法による償却原価法(定額法)
 - (4) 子会社株式及び関連会社株式
…移動平均法による原価法
 - (5) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
…中間会計期間末日の市場価格等(国内株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券
…移動平均法による償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券
…移動平均法による原価法
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物及びその他の有形固定資産については定率法により行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	… 15年～50年
その他の有形固定資産	… 3年～15年

ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、中間会計期間末日の直物為替相場により円換算しております。

外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

5 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- ・標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ・標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
債権額からの直接減額	265百万円	320百万円

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金)の支払いに備えるため、内規に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

7 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定による準備金であり、当中間会計期間末における価格変動準備金対象資産に対する年間所要額を期間按分した額を計上しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金
為替予約	外貨建定期預金

(3) ヘッジ方針

貸付金に対する金利変動リスク及び外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理を採用している金利スワップ及び振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生会計期間に費用処理しております。

【表示方法の変更】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間より、保険業法施行規則別紙様式の改正及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成23年3月29日)の適用に伴い、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書の表示方法を次のとおり変更しております。 (中間損益計算書関係) 従来、「特別利益」の内訳科目として表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、当中間会計期間より「資産運用収益」の内訳科目として、「償却債権取立益」は、「資産運用収益」の内訳科目の「その他運用収益」に含めてそれぞれ表示することとしておりますが、前中間会計期間については、遡及処理を行っておりません。 (中間株主資本等変動計算書関係) 従来、「前期末残高」と表示していたものを、当中間会計期間より「当期首残高」として表示しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

- ※1 担保に供している資産の内容及びその金額並びに担保権によって担保されている債務の金額
担保に供している資産の内容及びその金額(*)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
有価証券(国債)	105,234 百万円	104,769 百万円
有価証券(株式)	70,379 "	57,401 "
有価証券(外国証券)	17 "	20 "
合計	175,631 "	162,192 "

(*)デリバティブ取引等の担保として差し入れております。

担保権によって担保されている債務の金額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
担保権によって担保されている債務の金額	17 百万円	20 百万円

- ※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
有価証券(国債)	156,158 百万円	144,519 百万円
合計	156,158 "	144,519 "

- ※3 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額及び時価

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
中間貸借対照表(貸借対照表)価額	1,211,135 百万円	1,286,996 百万円
時価	1,247,635 "	1,377,771 "

(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。

- ① 終身保険・年金保険(8-27年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超27年以内の部分)
- ② 一時払養老小区分(一時払養老保険)
- ③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)

また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。

- ※4 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
有価証券(株式)	5,897 百万円	5,882 百万円
有価証券(その他の証券)	1,742 "	1,581 "
合計	7,639 "	7,463 "

※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額及びその合計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
破綻先債権額(*1)	13 百万円	33 百万円
(うち取立不能見込額の直接減額)	(- ")	(- ")
延滞債権額(*2)	12,417 "	10,003 "
(うち取立不能見込額の直接減額)	(△179 ")	(△193 ")
3カ月以上延滞債権額(*3)	- "	- "
貸付条件緩和債権額(*4)	485 "	462 "
合計	12,916 "	10,500 "

(*1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(*2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(*3) 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸付金であります。

(*4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

※6 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	186,579 百万円	189,055 百万円

7 特別勘定の資産及び負債の額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
特別勘定の資産の額(負債の額も同額)	675,211 百万円	626,078 百万円

※8 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
出再支払備金	13 百万円	125 百万円

※9 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
出再責任準備金	327 百万円	315 百万円

※10 契約者配当準備金の異動状況

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)
当事業年度期首残高	92,570 百万円		当事業年度期首残高 87,509 百万円
当事業年度 契約者配当金支払額	20,599 "		当中間会計期間 契約者配当金支払額 9,117 "
利息による増加等	158 "		利息による増加等 75 "
契約者配当準備金繰入額	15,380 "		契約者配当準備金繰入額 7,411 "
当事業年度末残高	87,509 "		当中間会計期間末残高 85,879 "

※11 借入金のうち、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金の額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
劣後特約付借入金	163,500 百万円	163,500 百万円

12 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する今後の負担見積額(*)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
生命保険契約者保護機構に対する 今後の負担見積額	14,691百万円	13,727百万円

(*)当該負担金は、拠出した会計期間の事業費として処理しております。

13 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
組織変更剰余金額	377百万円	377百万円

(中間損益計算書関係)

※1 有価証券売却益の内訳

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
国債等債券	4,102 百万円	5,293 百万円
株式等	4,396 "	2,265 "
外国証券	747 "	445 "

※2 有価証券売却損の内訳

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
国債等債券	19 百万円	230 百万円
株式等	1,340 "	664 "
外国証券	1,689 "	8,013 "

※3 有価証券評価損の内訳

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株式等	3,603 百万円	4,455 百万円

※4 金融派生商品収益に含まれている評価損益の内訳

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
評価益	16,046 百万円	39,361 百万円

※5 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
差し引かれた 出再支払備金戻入額	185 百万円	— 百万円
足し上げられた 出再支払備金繰入額	— "	111 "

※6 責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
出再責任準備金戻入額	33 百万円	11 百万円

※7 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
有形固定資産	2,974 百万円	3,189 百万円
無形固定資産	1,117 "	1,233 "
合計	4,092 "	4,422 "

※8 固定資産等処分益に含まれている不良債権の譲渡に伴う利益

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
不良債権の譲渡に伴う利益	－ 百万円	348 百万円

※9 前中間会計期間のその他特別損失は、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」の適用に伴う前事業年度の期首における影響額であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	17,272,600	—	—	17,272,600
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,721	—	—	17,444,721

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	17,272,600	—	—	17,272,600
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,721	—	—	17,444,721

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

前事業年度(平成23年3月31日)及び当中間会計期間(平成23年9月30日)

① リース資産の内容

有形固定資産(電算機器)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1,147 百万円	1,084 百万円
1年超	1,399 "	964 "
合計	2,547 "	2,049 "

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	2,588 百万円	2,289 百万円
1年超	3,349 "	2,753 "
合計	5,937 "	5,043 "

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式 (* 1)(* 2)	2,086
(2) 関連会社株式 (* 2)	5,553
計	7,639

(* 1) 子会社である組合出資金を含んでおります。

(* 2) 株式については、市場価格がなく、組合出資金については、組合が保有する「その他有価証券」の評価差額について持分相当額を計上しておりますが、その主たる構成資産・負債は、非上場株式(店頭売買株式を除く)等であり、いずれも時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式 (* 1)(* 2)	1,909
(2) 関連会社株式 (* 2)	5,553
計	7,463

(* 1) 子会社である組合出資金を含んでおります。

(* 2) 株式については、市場価格がなく、組合出資金については、組合が保有する「その他有価証券」の評価差額について持分相当額を計上しておりますが、その主たる構成資産・負債は、非上場株式(店頭売買株式を除く)等であり、いずれも時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
(1)普通株式に係る1株当たり純資産額	228円91銭	224円81銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	214,948	213,804
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	151,187	151,187
(うちB種株式払込金額)	60,000	60,000
(うちA種株式払込金額)	91,187	91,187
普通株式に係る中間会計期間末(事業年度末)の純資産額(百万円)	63,760	62,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間会計期間末(事業年度末)の普通株式 の数(株)	278,534,600	278,534,600
(2)A種株式に係る1株当たり純資産額	100,000円00銭	100,000円00銭
(算定上の基礎)		
A種株式に係る中間会計期間末(事業年度末)の純資産額(百万円)	91,187	91,187
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間会計期間末(事業年度末)のA種株式 の数(株)	911,879	911,879

(注) A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については、普通株式と同等の株式として取り扱っておりますが、中間会計期間末(事業年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に中間会計期間末(事業年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。

A種株式及びB種株式の内容については、第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] に記載のとおりであります。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

項目	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
	(1) 1株当たり中間純利益	26円35銭		19円23銭
(算定上の基礎)				
中間純利益(百万円)	12,145		8,862	
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—		—	
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益(百万円)	12,145		8,862	
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	460,910,400		460,910,400	
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	20円33銭		14円83銭	
(算定上の基礎)				
中間純利益調整額(百万円)	—		—	
普通株式増加数(株)	136,363,636		136,660,950	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 潜在株式の数 (うち自己株式の数	A種株式 1,084,000株 172,121株)	潜在株式の種類 潜在株式の数 (うち自己株式の数	A種株式 1,084,000株 172,121株)

(注) A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。

前中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数は136,363,636株であり、潜在株式であるB種株式の当期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を当期首現在のB種株式調整価額440円で除して算定しております。

当中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数は136,660,950株であり、潜在株式であるB種株式の当期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を、B種株式調整価額の修正日前までは当期首現在のB種株式調整価額440円、修正日以後は修正後のB種株式調整価額438.1円で除して算定しております。

(会計方針の変更)

当中間会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これに伴い、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数の算定にあたり、従来、B種株式調整価額の期中における修正の有無に関わらず、期首時点のB種株式調整価額を使用していたものを、当中間会計期間より、期中に行われたB種株式調整価額の修正を反映する方法に変更しております。

なお、前中間会計期間については、遡及処理を行っておりません。

(重要な後発事象)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、平成24年4月1日以後開始する事業年度から法人税率及び欠損金の繰越控除制度が変更されることとなりました。

これにより、法人税等に効果の及ぶ一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率については、従来の36.1%から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については33.2%に、平成27年4月1日以後開始する事業年度については30.7%に変更されます。

この変更を勘案して、当中間会計期間における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産(純額)が6,165百万円減少し、その他有価証券評価差額金が401百万円、法人税等調整額(借方)が6,567百万円、それぞれ増加することになります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第64期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年6月28日に関東財務局長に提出

- (2) 半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第64期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

平成23年12月21日に関東財務局長に提出

- (3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

上記(1)に係る訂正報告書及びその確認書

平成23年12月21日に関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月19日

三井生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 宜門 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 誠 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井生命保険株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井生命保険株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月19日

三井生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 宜門 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 誠 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井生命保険株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井生命保険株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月21日
【会社名】	三井生命保険株式会社
【英訳名】	MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 本 幸 央
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山本幸央は、当社の第65期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。